

公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和2年度 事業報告書

自 令和 2 年 7 月 1 日

至 令和 3 年 6 月 3 0 日

総 括

昨年度の日本経済は、年初より拡大を始めた新型コロナウイルスにより低迷し、1年以上経過した現在に至っても感染拡大は一向に収まるところを見せず、各業界が受けたダメージ回復には、早急なるワクチン接種の推進が期待されるところです。

このような経済状況の中、当協会の令和2年度の受託金額は、当初予算額比122.7%、前年度比144.3%となり、決算では10,226,456円の黒字となりました。昨年度の黒字決算に続き、2期連続で黒字決算になったことは、業績上は大変喜ぶべきことである一方、収支相償が義務付けられている公益社団法人としては、今後の複数年にわたり今回の黒字額の解消を行わなければなりません。また、将来起こりうる収入減に備えての特定費用準備資金の規程創設に向けての研究とともに、公益法人所管課に対し、より一層のご理解をお願いしなければなりません。

尚、当協会が公益目的事業の一つとして取り組んでいる法務局登記所備付地図作成作業では、昨年度から進めていた下関市山の田地区を業務地とする事業が無事完了しており、また現在受託している下松市望町を業務地とする地図作成作業では、2年目作業に取り組んでおります。

(1) 総務部

- ① 定款及び諸規則・諸規程の周知、徹底については、配布済みである定款・諸規則集を通じて周知、徹底を行いました。
- ② 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改正を行いました。
- ③ 諸情勢の社員への情報提供は、各地区との連携を図るとともに、協会ウェブサイト及び電子メール等を活用した情報提供を行いました。
- ④ 部会の開催は、インターネットを用いたZoomを積極的に活用し、経費削減に努めました。
- ⑤ 理事会では、社員専用グループウェア等を活用した資料の事前配布及び参加の理事に、事前に書面で報告を求めるなど、理事会の効率的な議事運営を行いました。
- ⑥ 社員名簿とパンフレットを作成し啓発活動において官公署等に配布しました。
- ⑦ 調査士会・政治連盟・全公連・中公連・近隣協会と情報交換及び連帯協議を適宜行いました。
- ⑧ 公益法人定期報告書の提出、それに伴う補正などについて県学事文書課と協議を行い、適切な処理を行いました。
- ⑨ 協会ウェブサイトにおいて、市民に対する情報公開、協会の行う公益目的事業等について情報発信を行いました。
- ⑩ G N S S 機器及びノートパソコンの適正な管理・運用を行いました。
- ⑪ マイナンバーの適正な管理・運用を行いました。

(2) 経理部

- ① 平成20年度公益法人会計基準に基づき、顧問税理士の助言の下、適正な会計処理を行いました。
- ② 特定費用準備資金について、県学事文書課と協議を行いました。

(3) 業務部

① 調査・測量実施要領に即した業務処理について、各地区で行われる成果品チェックにおいて周知、徹底いたしました。

② 業務適正化の推進を行いました。

測量積算ソフトの活用

電子納品ソフトの活用

オンライン申請の推進

業務処理ソフトの活用

危機管理体制の検討と推進

③ 社員研修会を下記のとおり企画・開催いたしました。

○令和3年度 社員業務研修会

日時：令和3年1月28日（木）15：00～16：00

会場：Web研修（配信ソフト：Zoom）

研修内容：調査士法改正による使命としての「国土調査法19条5項」

講師：山口県土地家屋調査士会 顧問 瀬口潤二氏

参加者：35名

④ 官公署に対する啓発活動は、今までの活動と並行して、県土木建築事務所を中心に嘱託登記アドバイザーと共に啓発活動を行いました。各地区の活動目標報告は次のとおりです。

地区名	令和元年度活動目標	結果報告
岩国地区	官民境界確認補助業務の提案、意見交換を行う。	お願いはしているが、進展無し。
周南地区	①新規受託先の開発 ②地籍調査事業の業務提案 （周南市・下松市に対し先進地の事業例を基に提案する。）	お願いしており、引き続き提案を行っていきたい。
防府地区	・防府市財政課・財産管理室へ市所有の未登記建物の登記受託の交渉をする。 ・新規受託先の開拓	例年通りの課からの受託はあるものの新規は無かった。
山口地区	新規受託先の開発	例年通りの課からの受託はあるものの新規は無かった。
萩地区	現在の受託先の維持	例年通りの課からの受託はあり。
宇部地区	・山口県関係事務所に重きを置いて啓発活動を行う。 ・官民境界確認補助業務について、宇部市道路課と協議。	思うようには進んでない、進展無し。
下関地区	官民境界確認補助業務の提案・交渉	下関市道路河川管理課と協議を開始したが、新型コロナウイルス対策の影響から中断している。 発注に向けて、業務内容の確定、契約方式の確定を目指す。

次年度の活動に向け、地区長と嘱託登記アドバイザーが地区毎に活動方針・目標を設定し、活動内容を検証していきます。

⑤山林地図検討委員会は、成果品の作成を引き続き行います。

事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。